

# 長野県土木施工管理技士会松筑支部規程

## (目 的)

第1条 この規程は、長野県土木施工管理技士会（以下「技士会」と称する。）会則に定める事項のほか支部の運営に関する必要な事項を定める。

## (名 称)

第2条 本会は、技士会松筑支部と称する。

## (事 務 所)

第3条 本会の事務所は、長野県建設業協会松筑支部所在地に置く。

## (支部の区域)

第4条 本会の区域は、東筑摩郡、松本市、塩尻市、安曇野市（明科）とする。

## (会 員)

第5条 本会の会員は、技士会正会員及び賛助会員をもって組織する。

- 2 資格、入会、脱会、除名等は技士会会則を準用する。
- 3 長野県建設業協会松筑支部準会員は賛助会員とし、入会等の取扱いについては技士会松筑支部細則に定める。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

支 部 長	1 名
副支部長	1 名
理 事	若干名
監 事	2 名

- 2 役員は、会員中から総会において選任する。
- 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

## (顧問及び相談役)

第7条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は本会の運営に関し相談に応じ助言、指導を行う。

- 2 顧問は役員会の推薦により、支部長が委嘱する。
- 3 相談役は、松筑支部支部長とし支部長が委嘱する。

## (役 員 会)

第8条 役員会は、必要に応じその都度支部長が招集する。

(総 会)

第9条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は年1回会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会員の5分の1以上の請求があった時、又は、会長が必要と認めた時に開催する。

- 2 総会は別に定める方法によって選出された代議員によって行い、その総数の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 総会の議決は出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

(会 計)

第10条 本会の経費は、会費、交付金、その他をもって充てる。

(会 費)

第11条 会員は別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費は返還しない。
- 3 会費は次の区分により納入しなければならない。

入会金 2,500円 年会費 4,000円

(雑 則)

第12条 この規程に定めない事項は、技士会会則に準拠する。

- 2 軽易の事項は、役員会で決める。

附 則

この規程は、昭和62年7月15日から施行する。

(改定の経過)

平成20年6月27日 一部改正  
平成21年6月25日 一部改正  
平成23年6月24日 一部改正  
令和 6年6月28日 一部改正

## 長野県土木施工管理技士会松筑支部細則

### (目 的)

第1条 この細則は、長野県土木施工管理技士会松筑支部規程 第5条 第3項に規定する賛助会員に関する必要な事項を定める。

### (賛助会員資格)

第2条 賛助会員資格は、長野県建設業協会松筑支部準会員の経営する企業に勤務する正社員とする。

### (入会申込)

第3条 賛助会員として入会を申込み者は別に定める入会申込書を支部長に提出する。

2 支部長は、前項の入会申込書を受理したときは、役員会に諮って可否を決定する。

### (会員の権利)

第4条 賛助会員は、技士会松筑支部が主催する各種講習会等に参加できる。

2 賛助会員の中から技士会松筑支部代議員として3名以内を選任する。

### (CPDS加入申し込み)

第5条 加入は個人加入とし、IDの取得申請は会員個人が行う。

2 CPDS認定講習会参加申込は賛助会員として技士会松筑支部に申込み、受講する。

3 受講履歴の申請登録は磁気式技術者証またはCPDS技術者データ(QRコード)で行い、手数料支払等は会員個人が行う。

### (会 費)

第6条 賛助会員は、入会金及び会費を納入しなければならない。なお、納入した会費は返還しない。

入会金 2,000円      年会費 3,000円

### 附 則

この規程は、平成23年6月24日から施行する。

### (改定の経過)

令和 6年 6月 28日 一部改正